

業務管理体制の整備について

1 趣旨

平成 20 年の介護保険法改正により、平成 21 年 5 月 1 日から介護サービス事業者（法人）に対し、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務付けられている。

<業務管理体制の整備の目的>

- ① 介護サービス事業者（法人）による法令遵守の義務の履行を確保
- ② 指定取消事案などの不正行為を未然に防止
- ③ 利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化

2 業務管理体制の整備内容

指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて整備すべき内容が定められている。

<整備内容>

	事業所数		
	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
① 法令遵守責任者の選任	○	○	○
② 法令遵守マニュアルの整備		○	○
③ 法令遵守に係る監査			○

① 法令遵守責任者の選任

法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任

② 法令遵守マニュアルの整備

業務が法令に適合することを確保するための規程（マニュアル）を整備

③ 法令遵守に係る監査

業務執行の状況の内部監査を実施

3 業務管理体制の整備に係る届出

(1) 届出の内容（変更が生じた場合は、速やかに変更内容を届け出ること）

- ① 事業者（法人）の名称、氏名、主たる事務所の所在地、
代表者の職名、氏名、生年月日、住所
- ② 事業所の名称、所在地
- ③ 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- ④ 法令遵守マニュアルの概要（事業所数が 20 以上 100 未満の場合）
- ⑤ 法令遵守に係る監査の方法の概要（事業所数が 100 以上の場合）

(2) 届出先

事業者（法人）は、指定等事業所等の所在地に応じた届出先に届け出る。

⑤に該当する事業者は、本市が届出先。

事業所等の所在地	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働省大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
③ 指定事業所が同一の指定都市のみに所在	指定都市の長
④ 指定事業所が同一の中核市のみに所在	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一の市町村内のみに所在	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

4 事業者（法人）に対する検査

業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、介護保険法第115条の33、第115条の34の規定及び国の「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」（令和6年4月4日付け老発0404第3号老健局長通知）に基づく検査を実施する。

(1) 本市が検査を実施する事業者

地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者、かつ、指定事業所が本市内のみに所在している事業者

(2) 一般検査

- ・業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、概ね6年に1回実施
 - ・原則、書面提出により検査を行う。（内容の確認が必要な場合は面談等を実施）
- ※検査を実施する事業者には、文書にて通知を行う。

(3) 特別検査

指定等取消処分相当事案が発覚した事業者を対象として立入検査を実施